

北海道の強靱化と社会資本の老朽化対策等の推進

(内閣官房、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、警察庁)

大規模自然災害に対する脆弱性を克服し、強靱な北海道をつくることは道民の安全・安心の確保や経済活動の活発化はもとより、国全体の強靱化を図る上で不可欠な取組であることから、強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、社会資本ストックの長寿命化など、総合的かつ計画的な維持管理・更新等を着実に推進することが重要である。

また、年々増加している空き家等の対策に向けた施策の推進が必要である。

<北海道の主な取組>

- ・ アクションプラン2018による北海道強靱化計画の推進
- ・ 北海道インフラ長寿命化計画に沿った取組の推進や「個別施設計画」の策定
- ・ 「北海道空き家情報バンク」の運営による空き家及び空き地の有効活用の促進

【提案・要望事項】

- 北海道強靱化計画の実効性を高めるための財政措置の充実・強化
(内閣官房)
- 社会資本ストックの維持管理・更新等の確実な実施に向けた財政支援の拡充や予算の確保
(総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、警察庁)
- 空き家等対策の推進に向けた財政支援の拡充 (総務省、国土交通省)
- 開発予算の一括計上や北海道特例など北海道開発の枠組みの堅持
(国土交通省)

【提案・要望の内容】

- ◆ 北海道強靱化計画（国土強靱化地域計画）の実効性を高めるため、十分な予算を安定的・継続的に確保するとともに、計画に位置付けた取組に対する新たな支援制度の創設など、財政措置の充実・強化を図ること。
- ◆ 社会資本ストックの維持管理や点検・診断にも活用可能な交付金制度の創設や、施設の設置年次、規模及び更新に要する費用に関わらず全ての管理施設の修繕・更新が交付金事業の対象となるよう要件の緩和など財政支援の拡充及び予算の確保を図ること。
特に、下水道施設については、持続性を高めるため、老朽化への対策に必要な財政支援を継続すること。
- ◆ 「空き家再生等推進事業」等について、除却後の跡地利用要件の緩和など制度の見直しを図るとともに、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく計画の策定や空き家の除却、活用等を行う地方公共団体への財政支援を拡充すること。
- ◆ 北海道が将来にわたり我が国に貢献していくための社会資本整備を総合的かつ着実に推進することができるよう、開発予算の一括計上や北海道特例など北海道開発の枠組みを堅持すること。

■北海道強靱化のための施策



起きてはならない最悪の事態

強靱な北海道づくりのための施策

I. 自然災害に対する北海道自らの脆弱性を克服

- 社会資本等の老朽化対策・耐震化対策の推進
- 地震・津波や火山噴火の警戒避難体制の整備
- 治水・治山、土砂災害、暴風雪対策の推進

II. 国全体の強靱化に貢献するバックアップ機能の発揮

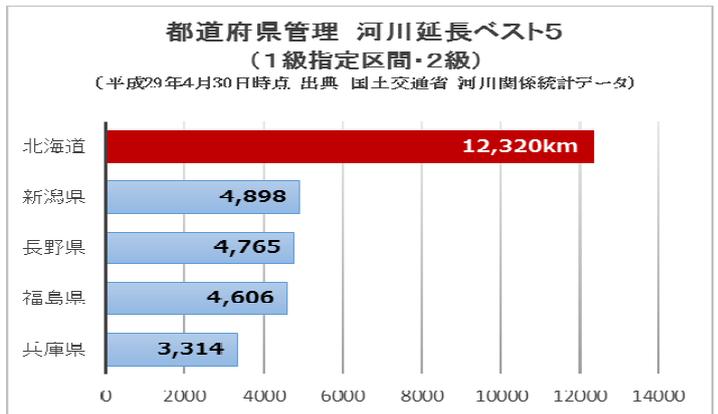
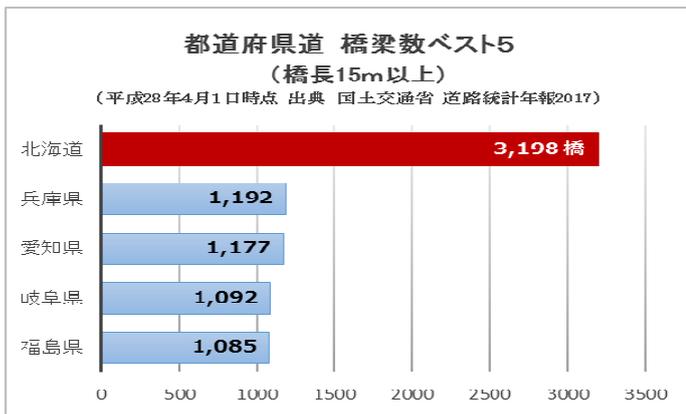
- リスク分散のための企業立地の促進
- 大規模災害時に備えた災害対応能力の強化
- 食料の安定供給の推進
- 多様なエネルギー資源の活用

III. 北海道の強靱化、全国の強靱化を支えるネットワーク整備

- 高規格幹線道路網等の整備
- 北海道新幹線の整備
- 空港、港湾施設の機能強化

■道有施設の規模と他県との比較

▶ 北海道の広大な面積をカバーするため、管理するインフラが他の都道府県に比べ非常に多い状況。



■道有施設の老朽化の状況

主な施設	施設数	建設後50年を経過する施設の割合			備考
		現在	10年後	20年後	
道路橋梁 (2m以上)	5,292 橋	6%	27%	51%	
下水道管路等	358km	0%	0%	35%	
樋門などの河川管理施設	5,223 基	1%	10%	41%	
治水ダム	17 基	0%	6%	41%	
砂防えん堤	1,146 基	6%	33%	55%	
農地防災 (海岸保全施設)	40 箇所	3%	44%	53%	
林道橋梁	707 橋	10%	62%	91%	
治山ダム	24,560 基	8%	34%	53%	
漁港	282 箇所	82%	88%	97%	
漁港海岸 (堤防・護岸)	183 箇所	18%	68%	89%	
庁舎等	1,966 棟 80 万㎡	4%	27%	49%	※施設数欄下段は延べ床面積
学校施設	267 校 247 万㎡	1%	4%	42%	※施設の割合は延べ床面積による
道営住宅	2,336 棟 190 万㎡	1%	3%	36%	

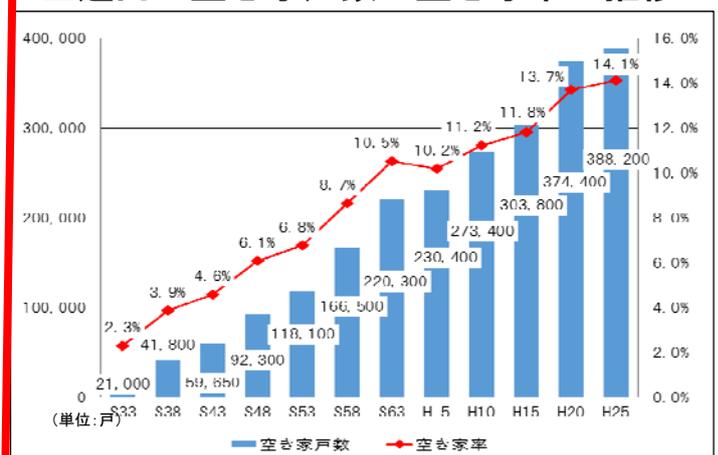
用水路の老朽化 (取水ゲート)



トンネル点検の状況



■道内の空き家戸数・空き家率の推移



北海道インフラ長寿命化計画 (行動計画) 平成26年3月末現在

住宅・土地統計調査 (総務省)

様式1 検討調査（各部報告）

番号	施設名	提案・要望の内容 ○財政支援の拡充 ○予算の確保 ○制度の創設 ○要件の緩和 など	詳細	関係資料	要請先府省庁
●交付金制度の創設、交付要件の緩和などの財政支援の拡充及び予算の確保					
1	河川施設	○要件の緩和	現在、交付対象施設となっている「排水機場」等の要件が「装置、機器及び部品の更新のうち致命的な影響があるもの」、「年点検」となっており、 非致命的な部材の費用、月点検費用はなっていない ため。	社会資本整備総合交付金交付要綱	国土交通省
2	河川施設	○要件の緩和	「河道」及び「堤防」施設について、平成30年3月、新たに長寿命化計画の対象となっているが 交付金制度の対象となっていない ため。	社会資本整備総合交付金交付要綱	国土交通省
3	砂防設備	○要件の緩和	砂防設備等緊急改築事業の 採択基準が「昭和52年以前の技術基準により設計されており、土石流に対して構造物の安全性、安定性が確保されていない砂防設備」と限定されている 。	社会資本整備総合交付金交付要綱	国土交通省
4	急傾斜地崩壊防止施設	○要件の緩和	急傾斜地崩壊防止施設緊急改築事業の 採択基準が「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第21条の補助を受けて施工した既設の急傾斜地崩壊防止施設」と限定されている 。	社会資本整備総合交付金交付要綱	国土交通省
5	公園施設	○要件の緩和	交付 対象施設の要件が「原則として面積2ha以上の都市公園における施設の改築（ただし、遊戯施設を除く）」となっている 。	社会資本整備総合交付金交付要綱	国土交通省
6	港湾施設	○予算の確保 ○制度の創設	港湾施設について、現在 交付対象が維持管理計画策定のみとなっており 、個別施設計画策定後の定期点検は港湾管理者が行っている。 港湾施設は、防波堤や岸壁など海上からの調査が必要となる施設が多いことから、港湾管理者が点検に要する費用負担が大きくなっている。	社会資本整備総合交付金交付要綱	国土交通省
7	治山施設	○制度の創設	既存施設の点検診断は、農山漁村地域整備交付金の効果促進事業により実施が可能であるが、 農山漁村地域整備計画に登載された市町村に存在する施設が対象であり 、実施可能な市町村は43市町村にとどまっている。 このことから、 補助事業において、点検・診断が単独で実施できるよう、支援制度の創設を要望 。	農山漁村地域整備交付金実施要領	農林水産省
8	廃棄物処理施設	○財政支援の拡充 ○予算の確保	平成9年のダイオキシン類の規制強化により、集中的に整備された施設の老朽化が進み、平成31年度以降は年々事業費が増加することが見込まれており、地域におけるごみ処理に支障を来さないよう、 必要な予算の確保 が必要。	・予算額の推移 ・循環型社会形成推進交付金交付要綱(国) ・循環型社会形成推進交付金交付取扱要領(国)	国土交通省 環境省
9	水道施設	○財政支援の拡充 ○予算の確保	水道施設整備に係る市町村要望は、補正予算等の措置がなければ成立しない状況にあることから、 当初予算での満額措置を基本とすること 。	・予算額の推移 ・簡易水道等施設整備費国庫補助金交付要綱(国) ・簡易水道等施設整備費国庫補助金取扱要領(国)	厚生労働省 国土交通省
10	水道施設	○財政支援の拡充 ○予算の確保 ○要件の緩和	水道施設整備に係る市町村要望は、補正予算等の措置がなければ成立しない状況にあることから、 当初予算での満額措置を基本とすること 。また、道内において交付金の対象外のポリエチレン管や塩化ビニル配水支管などが多く布設され、近年、老朽管の破損による断水工事が発生していることから、交付金対象となる管種の拡大が必要。	・予算額の推移 ・生活基盤施設耐震化等交付金交付要綱(国) ・生活基盤施設耐震化等交付金取扱要領(国)	厚生労働省
●公共施設等適正管理推進事業債の対象施設の拡大や事業期間の延長					
11	市町村庁舎	○財政支援の拡充	・庁舎の耐震化が未実施の市町村においては、発災時に業務継続に支障が生じるおそれがあることから、平成29年度から4年間について、庁舎の建替えを緊急に実施することができるよう財政措置が講じられたところ。 ・道内市町村においても庁舎建替えの検討を始めたところも多いと認識しているが、市町村の庁舎の建設に当たっては地域住民との多岐に渡る議論が必要となることから、 期成会要望などにおいて本措置の延長について要望されている 。 ・平成31年度地方債計画において、平成32年度までに実施設計に着手した事業については、平成33年度以降も現行と同様の地方財政措置を講ずるとされたことから、当面は期間内に本条件を満たすよう助言していく。	01北海道上川地方総合開発期成会要望 02オホーツク圏活性化期成会要望 03H29地方債計画 04H31地方債計画	総務省
12	建築物	○要件の緩和	公共施設等適正管理推進事業債について、公共用建物のみ対象となっており、 公用建物は対象とならない 。		総務省
13	地方独立行政法人施設	○起債事業対象の明確化(明文化)	公共施設等適正管理推進事業債長寿命化事業の対象拡充は平成30年2月総務省通知「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂について」において周知されたが、地方独立行政法人の研究施設についても対象とすること。	公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂について	総務省

公共施設等の適正管理の推進

平成29年度に創設した「公共施設等適正管理推進事業債」について、長寿命化事業の対象を拡充（橋梁、都市公園施設等）

【地方債計画額 H29：3,150億円 → H30：4,320億円 → H31：4,320億円】

〔期間：平成29年度から平成33年度まで（⑥は平成32年度まで（ただし、経過措置として、平成32年度までに実施設計に着手した事業については、平成33年度以降も現行と同様の地方財政措置を講じる））〕

公共施設等適正管理推進事業債

① 集約化・複合化事業

〈対象事業〉延床面積の減少を伴う集約化・複合化事業 〈充当率等〉充当率：90%、交付税措置率：50%

② 長寿命化事業

〈対象事業〉

【公共用の建築物】施設（義務教育施設を含む）の使用年数を法定耐用年数を超えて延長させる事業

【社会基盤施設（道路（舗装、小規模構造物、橋梁等）、河川管理施設、砂防関係施設、海岸保全施設、港湾施設、都市公園施設、治山施設・林道、漁港施設、農業水利施設・農道・地すべり防止施設）】所管省庁が示す管理方針に基づき実施される事業（一定の規模以下等の事業）〈充当率等〉充当率：90%、交付税措置率：30%（財政力に応じて30～50%（注））

※下線部分を平成31年度から拡充

③ 転用事業

〈対象事業〉他用途への転用事業

〈充当率等〉充当率：90%、交付税措置率：30%（財政力に応じて30～50%）

④ 立地適正化事業

〈対象事業〉コンパクトシティの形成に向けた長期的なまちづくりの視点に基づく事業

〈充当率等〉充当率：90%、交付税措置率：30%（財政力に応じて30～50%）

⑤ ユニバーサルデザイン化事業

〈対象事業〉公共施設等のユニバーサルデザイン化のための改修事業

〈充当率等〉充当率：90%、交付税措置率：30%（財政力に応じて30～50%（注））

⑥ 市町村役場機能緊急保全事業

〈対象事業〉昭和56年の新耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の市町村の本庁舎の建替え事業等

〈充当率等〉充当率：90%（交付税措置対象分75%）、交付税措置率：30% ※地方債の充当残については、基金の活用が基本

⑦ 除却事業

充当率：90%

（注）義務教育施設の大規模改造事業に係る事業については、地方負担額に対する交付税措置率が、学校教育施設等整備事業債における義務教育施設の
大規模改造事業（地方単独事業）に係る当該値を下回らないよう設定

※①～⑦全て公共施設等総合管理計画に基づき行われる事業で、⑦を除き、個別施設計画等に位置付けられた事業が対象。ただし、インフラ長寿命化基本計画において個別施設計画に記載することとされている事項（対象施設、計画期間、対策の優先順位の考え方、個別施設の状態等、対策内容と実施時期、対策費用）が個別施設計画と同種・類似の「施設整備計画」や「統廃合計画」等に全て記載されている場合は、個別施設計画を策定しない場合でも、集約化・複合化事業等の対象となる。また、当該同種・類似の計画が一部の施設のみを対象としている場合でも対象となる。

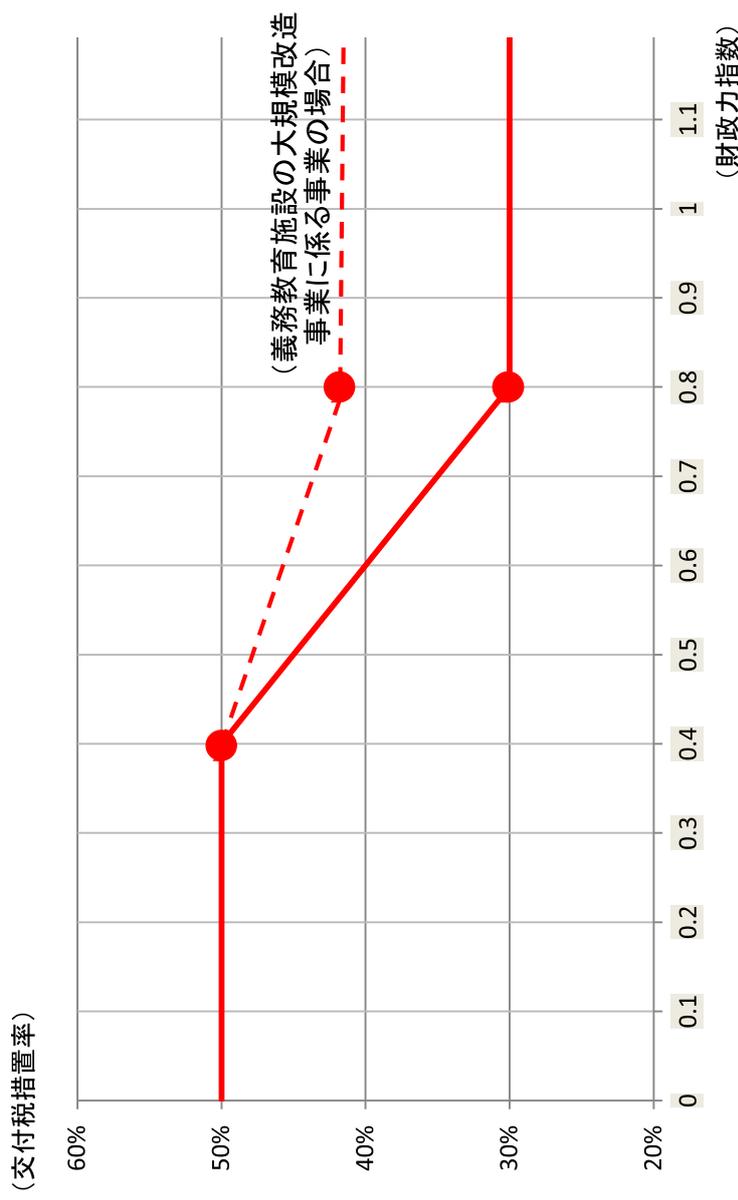
公共施設等適正管理推進事業債における交付税措置率について

- 公共施設等適正管理推進事業債（充当率90%）のうち
 - ・ 転用事業 ・ 長寿命化事業 ・ 立地適正化事業 ・ ユニバーサルデザイン化事業
 に係る元利償還金の普通交付税の措置率について、平成30年度同意等分より、現在の一律30%から拡充し、財政力に応じて30～50%とする。

財政力指数と交付税措置率

財政力指数	交付税措置率
0.8以上	30%
0.4以上 0.8未満	財政力に応じて 30～50%（※）
0.4未満	50%

（都道府県、市区町村共通）



※ 長寿命化事業及びユニバーサルデザイン化事業のうち、義務教育施設の大規模改造事業に係る事業については、地方負担額に対する交付税措置率が、学校教育施設等整備事業債における義務教育施設の大規模改造事業（地方単独事業）に係る当該値を下回らないよう設定。

① 集約化・複合化事業について

対象事業

- ① 個別施設計画に位置付けられた集約化事業又は複合化事業
- ② 全体として延床面積が減少する事業
- ③ 公用施設や公営住宅、公営企業施設等を整備する事業は、対象とならない

留意事項

- ・ 統合前の施設の廃止が、集約化又は複合化による統合後の施設の供用開始から5年以内に行われることが必要。
- ・ 国庫補助事業として実施される事業についても対象事業に含まれる。
- ・ 複数の地方公共団体が連携して実施する集約化事業や複合化事業についても、当該事業が連携協約や協定等に基づいて行われる場合には、対象となる。
- ・ 公共施設と庁舎等の対象外施設を複合化する事業については、対象施設に係る部分に限り対象となる。
(共用部分がある場合、当該部分については面積按分等)
- ・ 集約化又は複合化により整備する施設に統合前の施設以外の機能を有した施設を新たに併設する場合には、統合前の種類の公共施設を整備する部分に限り対象となる。

充当率、元利償還金に対する交付税措置等

充当率：事業費の90%

交付税措置：元利償還金の50%を基準財政需要額へ算入

期間：平成29年度～平成33年度

②-1 公共用の建築物の長寿命化事業について

対象事業

- ① 個別施設計画に位置付けられた公共用の建築物に係る長寿命化事業
- ② 法定耐用年数を超えて公共用の建築物を使用するために行う改修事業
(施設に附属する設備であって、当該施設を使用目標年数まで活用するために不可欠なものを含む。)
- ③ 公用施設や公営住宅、公営企業施設等の改修事業は、対象とならない

留意事項

- ・ 法定耐用年数を超える使用目標年数まで使用するために必要な対策として、個別施設計画に位置付けられていること。
- ・ 個別施設計画において、当該改修事業が位置付けられているだけでなく、長寿命化の目標として法定耐用年数を超える使用目標年数が定められていること。
- ・ 改修に伴い面積が増加する場合、改修前の施設の面積を上限として起債対象事業費を算出する。
(改修に係る事業費全体について面積按分等を行い、改修前の施設の面積分等の事業費を算出して対象事業費とする)

充当率、元利償還金に対する交付税措置等

充当率：事業費の90%

交付税措置：元利償還金の30%を基準財政需要額へ算入(財政力に応じて30%~50%)

期間：平成29年度~平成33年度

②-2 社会基盤施設の長寿命化事業について

<対象を追加>

社会基盤施設の長寿命化事業に係る平成31年度の対象事業は以下のとおり(下線部分について拡充・明確化)。

対象事業

対象施設	事業内容
道路	<ul style="list-style-type: none"> 舗装の表層の改修事業(切削、オーバーレイ、路上再生等)(簡易アスファルト舗装(全層を対象)を含む) 小規模構造物(道路照明施設、道路標識、防護柵、防雪柵、側溝、機械設備(取水ポンプ、排水ポンプ、消融雪装置、排水設備等)、小型擁壁、カルバート(大型を除く)等)の改修事業 法面・斜面の小規模対策工(落石防止柵、植生工、モルタル吹付工、排水工(表面排水工、地下排水工)、落石防止網、土留め工等) 橋梁の改修事業
河川管理施設	<ul style="list-style-type: none"> 護岸・堤防の改修事業 排水機場、水門、樋門・樋管、ダム周辺設備等の改修事業
砂防関係施設	<ul style="list-style-type: none"> 砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設の改修事業
海岸保全施設	<ul style="list-style-type: none"> 堤防、水門・陸閘等の改修事業
港湾施設	<ul style="list-style-type: none"> 水域施設、外郭施設、係留施設及び臨港交通施設の改修事業
都市公園施設	<ul style="list-style-type: none"> 都市公園法上国庫補助事業の対象とされている公園施設の改修事業
治山施設	<ul style="list-style-type: none"> 保安施設事業に係る施設、地すべり防止施設及び山林施設災害復旧事業又は山林施設災害関連事業により整備された施設の改修事業
林道	<ul style="list-style-type: none"> 橋梁、トンネル、舗装、小規模構造物、法面・斜面の小規模対策工等の改修事業
漁港施設	<ul style="list-style-type: none"> 外郭施設、係留施設、水域施設、輸送施設(道路及び橋に限る。)、漁港施設用地(用地護岸及び人工地盤に限る。)、漁港浄化施設の改修事業
農業水利施設	<ul style="list-style-type: none"> 水路、機場、ため池等の改修事業
農道	<ul style="list-style-type: none"> 橋梁、トンネル、舗装、小規模構造物、法面・斜面の小規模対策工等の改修事業
地すべり防止施設	<ul style="list-style-type: none"> 地すべり防止施設の改修事業

要件

注1:適償性のある事業に限る 注2:一定規模以下等の事業が対象

① 所管省庁が示すインフラ長寿命化計画等を踏まえ実施する事業であること

② 点検を踏まえて効率的に実施されることが個別施設計画(※)において明らかにされていること

※ 本事業債の活用にあたっては、インフラ長寿命化基本計画の内容を踏まえ、対象施設に係る個別施設計画の策定が完了するまでの間について、インフラ長寿命化基本計画において個別施設計画に記載することとされている事項が記載された同種・類似の計画をもって代えることとして差し支えない。また、当該同種・類似の計画の策定単位は、対象施設の一部の施設毎であっても差し支えない。

充当率、元利償還金に対する交付税措置等

充当率:90% 交付税措置率:30%(財政力に応じて最大50%まで引き上げ) 期間:平成29年度～平成33年度

③ 転用事業について

対象事業

- ① 個別施設計画に位置付けられた施設の転用事業
- ② 転用後の施設が公用施設や公営住宅、公営企業施設等である事業は、対象とならない

留意事項

- ・ 転用に伴い面積が増加する場合、転用前の施設の面積を上限として起債対象事業費を算出する。
(転用に係る事業費全体について面積按分等を行い、転用前の施設の面積分の事業費を算出して対象事業費とする)
- ・ 施設全体ではなく、一部を転用する場合も対象となる。
- ・ 転用前の施設が現に供用されていない場合も「転用事業」の対象となる。

充当率、元利償還金に対する交付税措置等

充当率：事業費の90%

交付税措置：元利償還金の30%を基準財政需要額へ算入（財政力に応じて30～50%）

期間：平成29年度～平成33年度

④ 立地適正化事業について

対象事業

① 立地適正化計画に基づく事業であって、国庫補助事業(*)を補完し、又は一体となって実施される地方単独事業

(事業例) 国庫補助事業に伴って実施する継ぎ足し単独事業

国庫補助事業の一部要件(事業規模等)を満たさない事業

* 立地適正化計画に定められた都市機能誘導区域内又は居住誘導区域内で実施することが補助率
嵩上げ等の要件等とされている国庫補助事業をいう。

② 公用施設や公営住宅、公営企業施設等を整備する事業は、対象とならない

留意事項

・ 補完事業については、改修に伴い面積が増加する場合、改修前の施設の面積を上限として起債対象事業費を算出する。(改修に係る事業費全体について面積按分等を行い、改修前の施設の面積分等の事業費を算出して対象事業費とする)

充当率、元利償還金に対する交付税措置等

充当率：事業費の90%

交付税措置：元利償還金の30%を基準財政需要額へ算入(財政力に応じて30～50%)

期間：平成29年度～平成33年度

⑤ ユニバーサルデザイン事業について

対象事業

- ① バリアフリー法に基づく公共施設等（公営住宅及び公営企業施設等を除く）のバリアフリー改修事業（適債性のある事業に限る）
 - i) 移動等円滑化基本構想に基づく事業
 - ii) 移動等円滑化基準に適合させるための改修事業（施設の一部を基準に適合させる事業を含む）
例) 車いす利用者用トイレ等の整備、出入口の段差解消、エレベーターの整備、視覚障害者用ブロックの整備 等
- ② ①以外の公共施設等のユニバーサルデザイン化のための改修事業（適債性のある事業に限る）
例) 授乳室や託児室の整備、多言語による案内を行うための施設の整備、観光施設等における洋式トイレの整備 等

留意事項

- ・ 公共施設等総合管理計画にユニバーサルデザイン化の推進方針等を記載した上で当該方針等に基づき実施する事業であること。
- ・ ① ii) 及び②については、個別施設計画又はユニバーサルデザイン化を推進するために策定する計画に位置付けられている事業であること。※

※ 公共施設等総合管理計画に記載のユニバーサルデザイン化の推進方針に則して、ユニバーサルデザイン化のための具体的な対策内容（対象施設、実施時期、対策内容等）を記載

【事業イメージ】



デジタルサイネージの整備
事業費: 数十万円～数百万円(1台)



多目的トイレの整備
事業費: 400万円程度



出入口の段差解消
事業費: 30万円程度

充当率、元利償還金に対する交付税措置等

充当率: 事業費の90%

交付税措置: 元利償還金の30% (財政力に応じて最大50%まで引上げ) を基準財政需要額へ算入

期間: 平成30年度～平成33年度

⑥ 市町村役場機能緊急保全事業について

- 熊本地震により、業務継続が確実に行われるためには、業務を行う場である庁舎（行政の中核拠点）が発災時においても、有効に機能しなければならぬことが再認識されたところ
- 庁舎の耐震化が未実施の市町村においては、発災時に業務継続に支障が生じるおそれがあることから、これらの庁舎の建て替えを緊急に実施するため、「市町村役場機能緊急保全事業」を平成29年度に創設

対象事業

昭和56年の新耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の市町村の本庁舎の建替え事業

※ 上記以外であっても、業務継続の確保のために行う洪水浸水想定区域等からの本庁舎の移転事業は、本事業債の対象

要件

公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づく事業であって、建替え後の庁舎を業務継続計画に位置づけるもの

充当率、元利償還金に対する交付税措置等

充当率：起債対象経費の90%以内

交付税措置：起債対象経費の75%を上限として、この範囲で充当した市町村役場機能緊急保全事業債の元利償還金の30%を基準財政需要額に算入

※ 地方債の充当残については、基金の活用が基本

期間：緊急防災・減災事業債にあわせて、平成29年度から平成32年度まで

※ ただし、経過措置として、平成32年度までに実施設計に着手した事業については、平成33年度以降も現行と同様の地方財政措置

起債対象経費

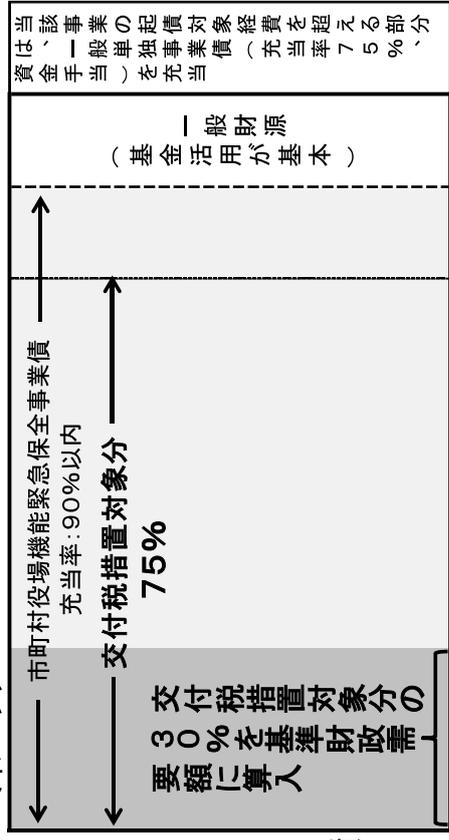
庁舎建替え事業費 × (建替前延床面積 又は 標準面積) / 新庁舎の面積

※ 対象面積の上限は、建替前延床面積と標準面積のいずれか大きい方の面積

※ 標準面積：入居職員数 × 35.3㎡

※ 用地費は、一般単独事業債(一般事業)による対応

<イメージ>



⑦ 除却事業について

対象事業

公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物の除却
※個別施設計画への位置付けは不要

留意事項

- ・ 公営企業に係るものを除く。
- ・ 解体撤去に要する経費のほか、原状回復に要する経費が含まれる。

充当率、元利償還金に対する交付税措置等

充当率：事業費の90%（平成28年度までは75%）

交付税措置：なし（資金手当）

期間：平成29年度から平成33年度まで

<参考> 地方財政法（昭和23年法律第109号）

（公共施設等の除却に係る地方債の特例）

第33条の5の8 地方公共団体は、当分の間、公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物（公営企業に係るものを除く。以下この条において「公共施設等」という。）の除却であつて、総務省令で定める事項を定めた当該地方公共団体における公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する計画に基づいて行われるものに要する経費の財源に充てるため、第五条の規定にかかわらず、地方債を起すことができる。